

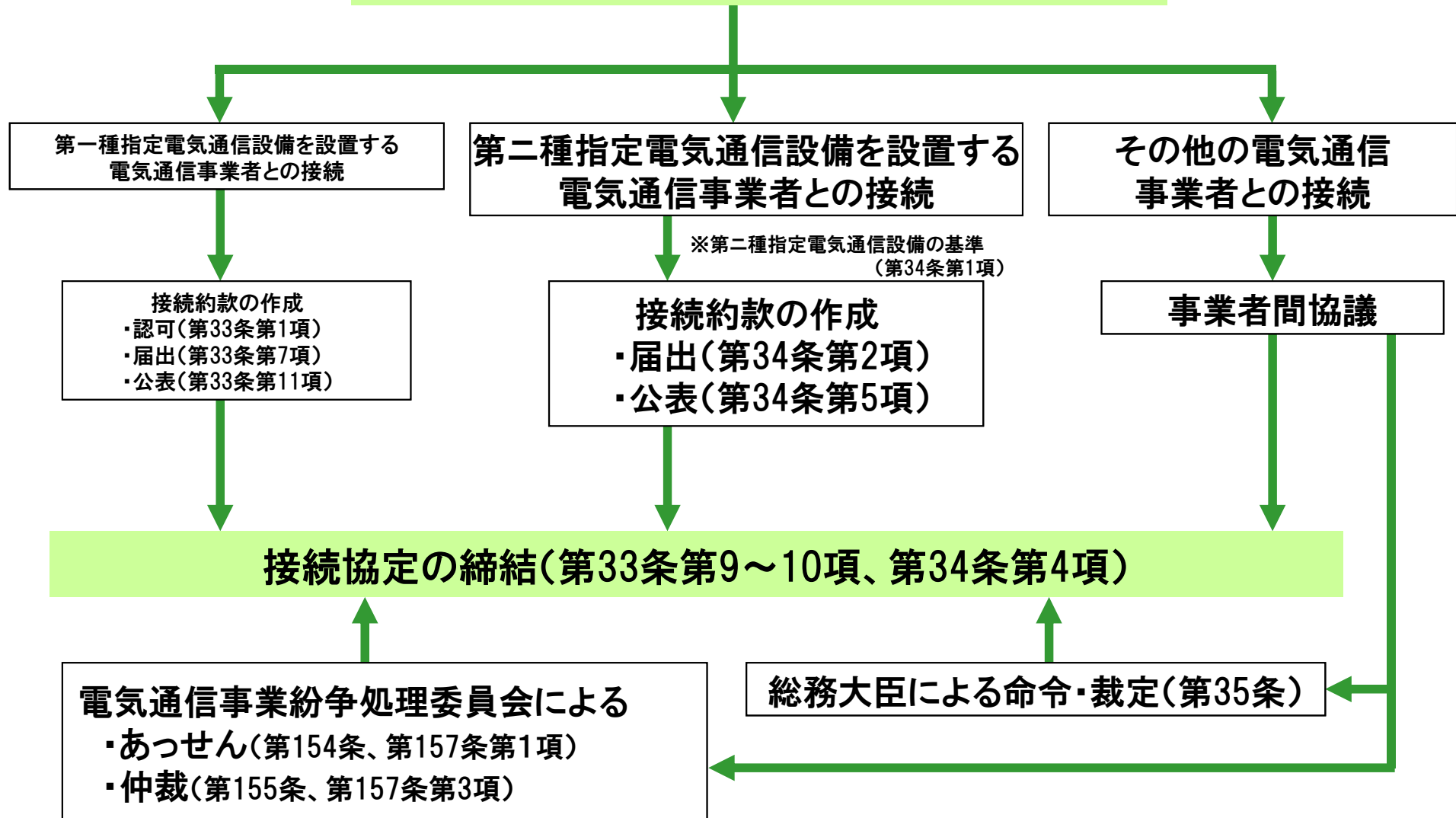
第3章 関連法規及び接続約款

本章では、電気通信事業者が守るべきルールである電気通信事業法、事業法施行規則について相互接続に関連する部分をまとめており、特に重要な部分については原文を抜粋して記載しています。また、接続約款の記載内容をご紹介するために目次一覧を掲載しています。

I	電気通信事業法(接続ルール)の概要	3-1
II	接続の応諾と指定電気通信設備の範囲	3-2
III	接続約款の記載事項	3-3
IV	電気通信事業法(抜粋)	3-4
V	接続約款の目次一覧	3-5

I 電気通信事業法(接続ルール)の概要

電気通信事業者の接続義務(第32条)



Ⅱ 接続の応諾と指定電気通信設備の範囲

電気通信事業法

接続の応諾(第32条)

- ・全ての電気通信事業者に接続の応諾をルール化

接続を拒否し得る正当な理由

- (1)電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがある場合
- (2)自社の利益を不当に害するおそれがある場合
- (3)その他総務省令で定める場合

第二種指定電気通信設備の指定

(第34条第1項)

- ・指定の単位
その一端が特定移動端末設備(総務省令で定める移動端末設備をいう。)と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務に係わる業務区域
- ・指定の範囲
総務省令で定める割合を超える特定移動端末及び当該電気通信役務を提供するために設置する設備で総務省令で定めるものの総体

事業法施行規則

接続を拒否し得る正当な理由(第23条)

- (1)他事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合
- (2)接続に応ずるための設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難である場合

特定移動端末(第23条の9の2第2項)

無線設備規則第3条第1項に定める携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備

方法(第23条の9の2第1項)

官報告示、当該事業者への通知

割合(第23条の9の2第3項)

移動端末設備について、4分の1

第二種指定電気通信設備の範囲

(第23条の9の2第4項)

以下の設備(他事業者からの接続の請求が見込まれないものを除く。)

- (1)交換設備
- (2)伝送路設備
- (3)情報の管理、役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- (4)前3号の他、交換設備、伝送路設備又は端末設備であって当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

Ⅲ 接続約款の記載事項

電気通信事業法

接続約款の記載事項(第34条第2項)

総務省令で定める事項

事業法施行規則

接続約款の記載事項(第23条の9の3)

- (1) 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
- (2) 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の
前号に定める箇所における技術的条件
- (3) 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額
- (4) 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信
事業者の責任に関する事項
- (5) 接続協定の締結及び解除の手続
- (6) 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の
接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標
準的期間
- (7) 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に
関する事項
- (8) 重要通信の取扱方法
- (9) その他他事業者の権利又は義務に重要な関係を有す
る接続の条件に関する事項
- (10) 有効期間
- (11) 協議が調わないときのあっせん又は仲裁による解決
方法

IV 電気通信事業法(抜粋)

(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備(総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第二種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 総務大臣は、前項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。
 - 一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。

五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。

六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。

6 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣に届け出べき接続約款に定める当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。

7 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者が、前項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が接続約款の届出をした日(以下この項において「届出日」という。)に現に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定をされた電気通信設備との接続に関するものについては、第四項の規定は、届出日から起算して三月間は、適用しない。

V 接続約款の目次一覧

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 接続する設備の範囲（第5条～第9条の2）

第3章 協定締結の手続き等

第1節 事前調査

第10条 事前調査の申込み

第11条 事前調査の受付及び順序

第12条 事前調査の回答

第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い

第13条 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い

第3節 接続申込み

第14条 接続申込み

第14条の2 接続申込みの取止め

第15条 接続申込みの承諾

第4節 接続用設備の設置又は改修の申込み

第16条 接続用設備の設置又は改修の申込み

第17条 接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾

第18条 個別建設契約の締結

第19条 接続用設備の設置又は改修の変更等

第20条 完成通知

第20条の2 接続用設備の所有権

第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み

第21条 接続用ソフトウェアの開発の申込み

第22条 接続用ソフトウェアの開発の承諾

第23条 接続用ソフトウェアの開発契約の締結

第24条 接続用ソフトウェアの開発の中止

第25条 準用

第25条の2 接続用ソフトウェアの所有権

第5節の2 試験

第25条の3 試験の実施

第25条の4 移動無線装置に係る確認試験の実施

第5節の3 業務支援システムの利用に関する申込み等

第25条の5 業務支援システムの利用に関する申込み

第25条の6 USIMカードの貸与に係る請求

第6節 瑕疵

第26条 瑕疵

第7節 更改等

第27条 当社が行う接続用設備等の更改

第27条の2 協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等

第27条の3 接続用設備等の除却又は転用

第27条の4 天災等の不可抗力による損傷

第8節 その他の工事の請求

第28条 その他の工事の請求

第28条の2 その他の工事の承諾

第28条の3 その他の工事に係わる契約の締結

第4章 標準的接続期間（第29条～第30条）

第5章 協定の締結・解除等（第31条～第37条）

第6章 責務（第38条～第43条の3）

第7章 接続形態（第44条）

第8章 重要通信の取扱方法（第45条～第47条）

第9章 接続の一時中断、停止及び中止（第48条～第50条の2）

第10章 料金等（第51条～第68条）

第11章 技術的条件（第69条）

第12章 損害賠償（第70条～第72条）

第13章 利用者への責任に関する事項（第73条～第78条）

第14章 当社の通信用建物等における取扱い（第79条～第81条）

第15章 雑則（第82条～第87条）

料金表

技術的条件集

別表 1 接続により提供する機能

2 接続形態

3 様式

附則